

子ども相談所の運営に関する評価・検証報告書 「職権による一時保護事例の面会・保護期間等について」の 公表について

堺市では、子ども相談所の職権による一時保護事例に関する内部検証につきまして、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会から検証報告書の提出がありましたので、以下のとおり公表いたします。

○公表方法

堺市ホームページ【堺市子ども虐待検証部会】

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/seishonen_oshirase/kaigi/kensho/index.html

○評価・検証の趣旨

児童福祉法第12条第6項及び「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会での検証が有効と思われる事例について評価と助言等を行うものである。

| | |
|----------------------------|--|
| 問 い 合 わ せ 先 | 担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 電 話：072-228-7331 ファックス：072-228-8341 |
|----------------------------|--|